

昭和五十九年二月二十四日提出  
質 問 第 四 号

昭和五十八年十二月中旬から五十九年二月にかけての異常豪雪対策に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十九年二月二十四日

提出者 辻 一 彦

衆議院議長 福 永 健 司 殿

昭和五十八年十二月中旬から五十九年二月にかけての異常豪雪対策に関する質問主

意書

昭和五十八年十二月中旬から本年二月にかけて北陸地方を中心に襲った異常豪雪は、長期間にわたる降雪のため昭和三十八年豪雪、昭和五十六年豪雪に次ぐ積雪となった。

地域によつては、五十六年豪雪をはるかにしのぐ積雪となり、特に福井県南部（嶺南若狭地方）は気象庁観測以来の豪雪となり、住民は多大の雪害を受けた。

特に降雪が長期間にわたつたため、各地方公共団体では早朝三時より除雪に取り組むところが多かつたが、除雪経費は平年に比べ膨大な額にのぼり、地方公共団体財政を著しく圧迫している。

また、長期にわたるチェーン車の運行と圧雪によるアイス盤を除去するため、道路の破損が著しく、融雪後における道路補修の経費は地方公共団体の頭痛の種である。

加えて五十六年豪雪による森林災害は、三年計画でようやくその復旧がなされているが、今次五十九年豪雪により、さらに倒伏木による被害が懸念されている。

以上の実態を踏まえて、五十九年異常豪雪対策について以下五点を質問する。

一 県が管理する県道並びに国道除雪費につき、国庫補助金の大幅増額が必要であると考えますが、この対策はどうか。

二 市町村道路除雪費について、五十二年豪雪、五十六年豪雪には臨時特別措置により、おのこの予備費取りくずしで二十億円、四十一億円の支出がなされているが、今次五十九年異常豪雪にも同様の予備費支出をもつて助成を行うべきであると考えますが、どうか。

三 また、五十二年豪雪に際して、市町村除雪費の平年度を上回る分については、国の特別措置による助成を差し引いた残り分は特別交付税の増額によりカバーするみちが開かれた。

今次豪雪も同様措置により、特別交付税の大幅増額配分を行うべきであると考えますが、対策

はどうか。

四 融雪後の道路補修並びにガードレール補修等の安全施設の対策はどうか。

五 今次豪雪では、雪の質と寒気が厳しかった関係から折損木の被害は余り多くないが、倒伏木の被害は大きいと思われる。これの対策はどうか。

右質問する。